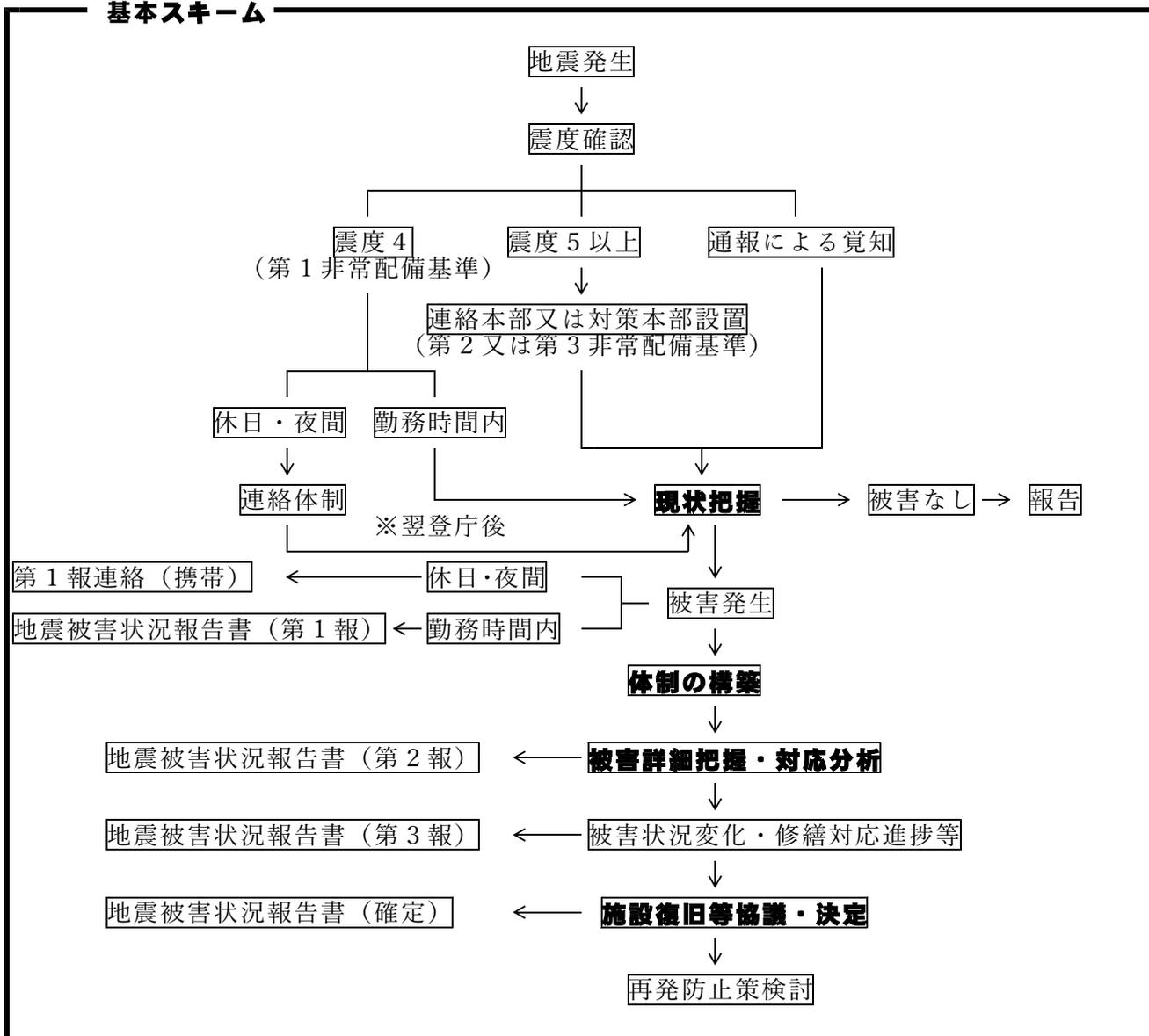


# 1-1. 地震対応編

【振興局・指定管理者共通】

## 基本スキーム



## 1. 現状把握

事項	内容
指定管理者等による団地巡回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団地周辺、共同施設の目視</li> <li>○ライフラインの稼働状況点検</li> <li>○入居者からの通報内容確認</li> <li>○震度3以下であっても通報等により被害を覚知した場合も同様</li> </ul> <p>※第2非常配備基準以上となった場合は、<u>振興局職員も協力</u></p>
現状把握・緊急対応 ※速やかに地震被害状況報告書(第1報)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休日・夜間時における被害内容報告については、課長補佐(住宅管理・糞管理)あて連絡</li> <li>○被害箇所の写真による記録</li> <li>○供給事業者への連絡</li> <li>○被害拡大防止のための安全対策の実施</li> <li>○人的被害への速やかな対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の状況把握・病院への搬送</li> <li>・一時避難場所又は指定避難所への誘導</li> <li>・公営住宅への一時入居</li> </ul> </li> </ul> <p>※被害が確認された場合は、事象に関わらず<u>振興局職員も現地へ急行</u></p>

## 2. 体制の構築

建設指導課内初動体制			
総合調整	入居者対応	原因調査・復旧	関係機関連絡調整
※地方連絡本部又は地方対策本部が設置された場合は、その指示に基づく体制を確立			

## 3. 被害詳細把握・対応分析

事 項	内 容
地震情報	○震源地、当該道営住宅所在市町の震度の詳細確認
被害状況等	○施設被害、人的被害の詳細把握 ○ライフライン等の復旧状況 ○破損箇所への修繕工事発注状況 ○入居者の避難状況

## 4. 施設復旧等協議・決定

事 項	内 容
施設復旧	○原状復旧に向けた修繕等について住宅課と協議 ○災害（火災の場合は地震による火災に限る。）により既設の公営住宅が滅失又は著しく損傷した場合には、建設等と同率で国庫補助が行われる（公営住宅法第8条第3項）。 災害による公営住宅の補修に要する費用が「1戸当たり11万円以上」で補修費の合計額が1事業主体で290万円以上が要件
入居者対応	○被災した入居者の今後の居住先について、必要に応じて当該市町営住宅への入居協議 ○被災した入居者からの要望等を聞き取り、一時入居から特定入居への切替

## 5. その他

<p>〈エレベーターの安全に係る技術基準の見直し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年9月に建築基準法施行規則及び同施行令の一部改正（以下「改正法」という。）が行われ、エレベーターの戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務付けられ、利用者の閉じ込めを防ぐなど、安全対策の強化が図られている。</li> <li>○改正法施行前に設置（既存不適格）されたエレベーターについては、順次、改善工事を行い、既存不適格のエレベーターの解消を図っている。</li> <li>○既存不適格のエレベーターで改善工事が未定となっているのは、「根室市道営住宅花咲団地」のみとなっていることから、「震度4」であっても指定管理者に対してエレベーターの稼働状況等を確認させることが必要</li> </ul>
---